

1 - 2 検討体制と検討経過

検討体制とこれまでの検討経過

策定委員会と市民検討会(平成16年度からは市民会議)の2つの組織で検討(図1-2)。

策定委員会は、茅ヶ崎市において必要な乗合交通の整備内容を、**技術面、制度面、事業運用面から精査、深度化し、市長に答申することを目的**とする。

市民検討会(市民会議)は、**地区別課題のとりまとめ、検討内容への市民意見とりまとめ、計画内容の市民への周知などを行うことを目的**とする。

計画は、**平成14年度から16年度までの3ヵ年**の予定で策定(図1-3)。

平成14年度は、市民検討会において**乗合交通に対する市民の考え方**を取りまとめた。

平成15年度は、市民要望を具体化する技術的検討を実施した上で、**乗合交通整備計画中間報告**の作成を行った。

平成16年度は、「**乗合交通整備計画中間報告**」を**技術面、制度面、事業運用面から精査、深度化し、整備計画として位置付けるための検討**を行ってきた。

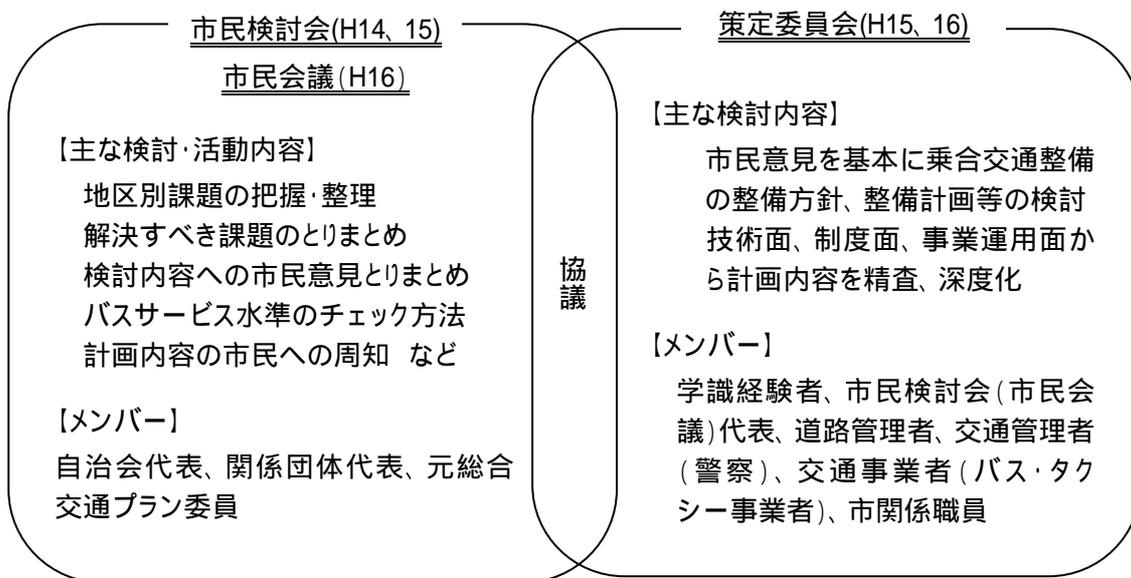
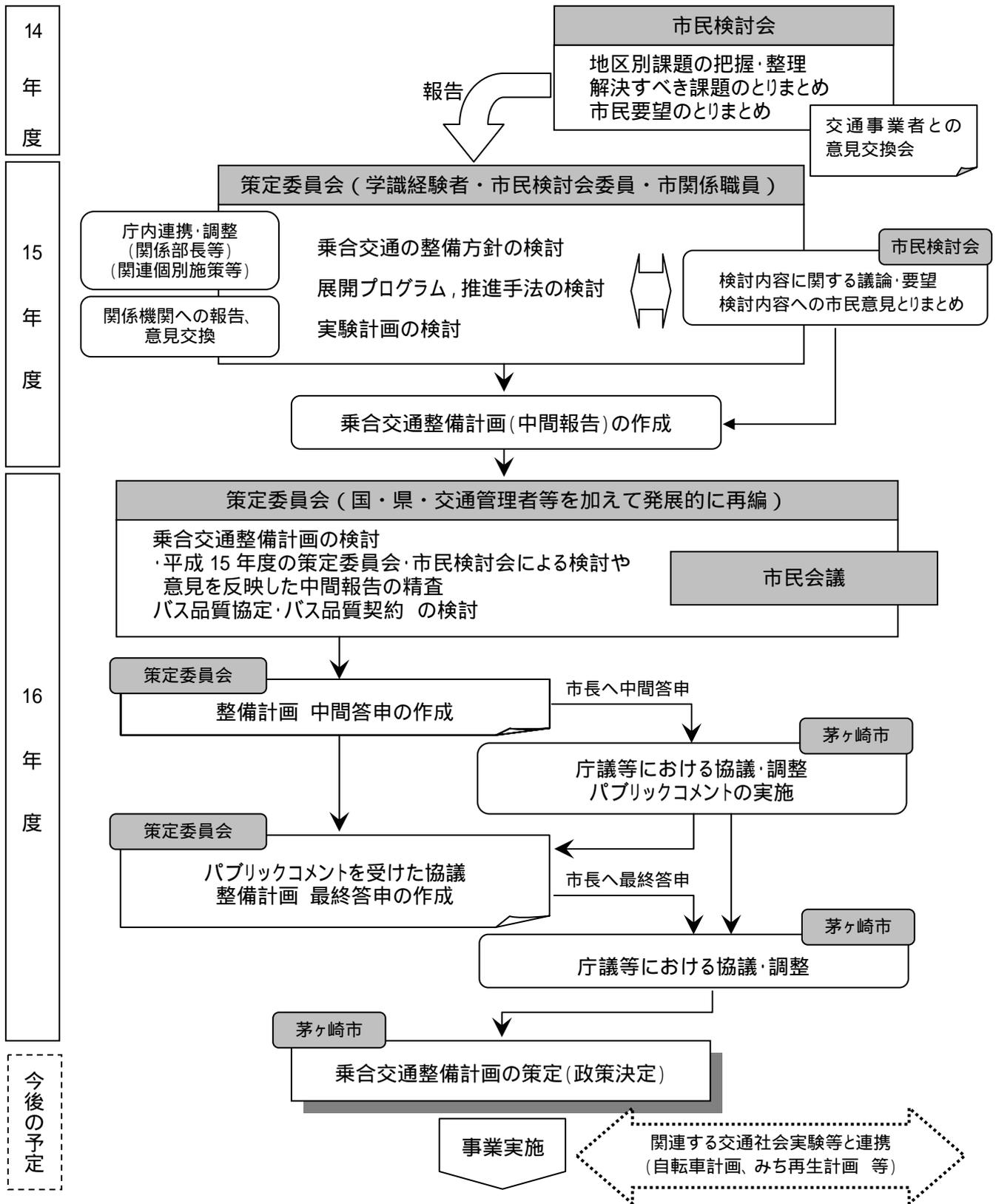


図1-2 検討体制



バス品質協定・バス品質契約：

高品質なバスサービスを住民に提供するための仕組み。交通計画を行う地方自治体と、バスの運行を行う民間バス事業者との間で協議を行い、高品質なバスサービスの実現のために、「目標」「それぞれの役割」「進め方」などについて取り決めること。

図 1-3 検討経過・今後の予定